

地域における移動手段の確保を求める決議

後を絶たない高齢ドライバーの交通事故防止策として、一定の違反暦のある75歳以上の免許更新時に、運転技能検査が始まった。普通免許は100点満点のうち70点以上で合格となる。その後、認知機能検査と高齢者講習を経て免許更新となる。

県内の運転免許保有者は75万8468人のうち、75歳以上は7万3594人（2022年3月末時点）、近く団塊の世代（1947年～49年生まれ）の約4万6千人が加わると、保有者全体の15%を超え、6人に1人となる。

運転技能検査で不合格となり、また、認知機能検査で認知症の恐れありとなり、医師の判断で認知症と診断されれば免許の更新ができない。この機会に自主的に免許証を返納する人も多く出るのではないか。

他にも障がいを抱えた人、要介護高齢者、妊産婦、子育て世代など様々な理由で公共交通機関が使えない、使いにくさを感じている人、まちを歩くのに困難・不便を感じている人がいる。

そのような方の外出目的の多くが、買い物と病院通いであるが、引きこもりがちな高齢者の介護予防といった観点からも移動手段の確保は重要である。

移動手段の確保に当たっては、バス、タクシーなどの公共交通機関はもちろん、地域での互助等も含め、地域においてどう適応していくかという、総合的な観点からの検討が不可欠である。

加えて、その検討に当たっては、「交通／介護」「旅客／貨物」「事業用／自家用」といったこれまでの事業分野、行政区分等の縦割りを越え、地域の移動に関する様々な需要や課題を同一の俎上に載せ、関係する全ての主体が共に議論することが非常に重要である。

よって、関係する全ての主体が、専門領域を超えた総合的な観点で議論を行い、高齢者や障がい者などの地域における移動手段の早急な確保に向けた抜本的な対策を講じることを強く求める。

以上、決議する。

令和 4年 6月30日

大分県中津市議会